

蕨の双子織マスコットキャラクター「ふたこ」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、蕨の双子織マスコットキャラクター「ふたこ」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、蕨商工会議所会頭（以下「会頭」という）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、使用期間初日前3日から使用期間初日前7日までの期間に提出しなければならない。ただし、会頭が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸与の承認)

第3条 会頭は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認する。

- 一 蕨市または双子織の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、会頭が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ使用承認書（様式第2号）により、承認しない場合は、着ぐるみ使用不承認書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、原則として5日間以内とする。

(使用料)

第5条 利用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 営利を目的としない利用と認められる場合 利用日当たり 1,620円
- 二 営利を目的とした利用と認められる場合 利用日当たり 10,800円

2 前項の規定にかかわらず、公益上必要があるときは、会頭が申請内容及び参考資料を審査の上、無償で着ぐるみの使用を承認する。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 承認された用途のみに使用すること。

- 二 使用期間を遵守すること。
- 三 着ぐるみ取扱説明書及び使用要領に従って、安全に使用すること。
- 四 着ぐるみ返却時には、着ぐるみの使用状況報告書（様式第4号）及び使用写真等を提出すること。
- 五 その他、承認者が特に付した条件に従って使用すること。

（貸与承認の取消）

第7条 使用承認を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しない。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会頭はその責めを負わない。

（原状復帰）

第8条 着ぐるみを汚損した場合は、使用承認を受けた者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、会頭が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、使用承認を受けた者はこれに従わなければならない。

（承認者の責任）

第9条 着ぐるみの使用により、使用承認を受けた者が被った被害に対しては、会頭は一切その責めを負わない。

（補則）

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、平成27年3月1日より施行する。

様式第1号（第2条関係）

着ぐるみ使用申請書

平成 年 月 日

（あて先） 蕨商工会議所会頭

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

（担当者）氏名

連絡先

下記のとおり、蕨の双子織マスコットキャラクター「ふたこ」の着ぐるみの貸出しを受けたいので申請します。

記

イベント名	
イベント実施日	年 月 日（ ） から 日間
使用方法	
使用場所	
貸出期間 （貸出日～返却日） * 最長で5日間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）

※ イベント内容の分かる資料を添付してください。